

議会基本条例各条文比較

【11-1 所管事務調査】

|      |  |
|------|--|
| 旭川市  |  |
| 横須賀市 |  |
| 長野市  |  |
| 豊田市  |  |
| 岡崎市  |  |
| 姫路市  |  |
| 福山市  |  |
| 久留米市 | 常任委員会は、閉会中においても所管事務調査を実施し、行政監視を行うとともに積極的に政策立案、政策提言等を行うものとする。 |
| 長崎市  |  |
| 大分市  |  |

議会基本条例各条文比較

【11-2 政務調査費】

|      |  |
|------|--|
| 旭川市  | 会派及び議員は、政務に関する調査研究を行うため、政務調査費を有効に活用するものとする。<br>2 会派及び議員は、政務調査費の使途について、透明性を確保するとともに、説明責任を果たすものとする。  |
| 横須賀市 |  |
| 長野市  | 会派及び議員は、政務調査費を有効に活用し、市政に関する調査研究を積極的に行うものとする。<br>2 会派及び議員は、政務調査費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。<br>3 議会は、政務調査費の収支報告書を公表すること等により、政務調査費の透明性の向上に努めるものとする。<br>4 前3項に定めるもののほか、政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。      |
| 豊田市  | 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務調査費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提言を行うものとする。<br>2 会派又は議員は、厳格な使途基準に従い、政務調査費を適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。<br>3 政務調査費に関しては、別に条例で定めるところによる。   |
| 岡崎市  | 議員は、岡崎市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年岡崎市条例第4号）の規定により交付を受けた政務調査費について、その適正な執行に努めるとともに、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。   |
| 姫路市  | 姫路市議会政務調査費交付条例（平成13年姫路市条例第1号）の定めるところにより政務調査費の交付を受けた会派は、政務調査費を有効に活用し、市政に関する調査研究を積極的に行うものとする。<br>2 前項に規定する会派は、政務調査費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。<br>3 前2項に定めるもののほか、政務調査費に関しては、姫路市議会政務調査費交付条例の定めるところによる。 |
| 福山市  | 会派及び議員は、政務調査費を有効に活用し、市政に関する調査研究を積極的に行うものとする。<br>2 会派及び議員は、政務調査費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。<br>3 議会は、政務調査費の使途の透明性の向上に努めるものとする。<br>4 政務調査費の交付に関しては、別に条例の定めるところによる。                                    |
| 久留米市 | 政務調査費は、議員の調査研究に資するために交付されるものであり、久留米市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年久留米市条例第4号）に基づき、適正に執行しなければならない。   |
| 長崎市  |  |
| 大分市  | 会派及び議員は、政務調査費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行わなければならない。<br>2 政務調査費の交付に関しては、別に条例の定めるところによる。   |

議会基本条例各条文比較

【1.1－3 審査・調査活動等】

|      |  |
|------|--|
| 旭川市  |  |
| 横須賀市 |  |
| 長野市  |  |
| 豊田市  | <p>議会は、議会が持つ調査権に基づき、市政の課題に関し必要に応じて調査活動を行うものとする。</p> <p>2 議会は、議案の審査又は市長等の事務に関する調査を行うため、学識経験を有する者等に対し、必要な専門的事項に関する調査を行わせることができる。</p> |
| 岡崎市  | 議会は、市長等の事務が、適正に執行されているかについて、必要に応じ、検査、調査等を行うことができるものとする。  |
| 姫路市  |  |
| 福山市  | 議会は、議会が持つ調査権に基づき、市政の課題に関し必要に応じて調査活動を行うものとする。   |
| 久留米市 |  |
| 長崎市  |  |
| 大分市  |  |